平成２３年（フ）第４９６号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ２―201号
債務者　若原健太郎
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１８号
奈良市神殿町187番地の８
債務者　橘建設こと　上田　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４２号
広島市安佐南区祇園６丁目17番12―301号
債務者　高岡　由紀
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０９号
広島市安佐北区大林町字根谷162番地の２
特別養護老人ホーム山まゆ、住民票上の住所
広島市安佐北区三入１丁目14番38―３号
債務者　廣瀬　　功
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３８号
島根県飯石郡飯南町志津見538番地２、申立時の住所広島市西区古江新町８番19号
債務者　花原　弘美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８６号
広島市佐伯区利松１丁目11番４―５号
債務者　河本　良子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９８号
広島県安芸郡熊野町10084番地の４
債務者　若狭　梅子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４４号
広島市西区観音町12番10―301号
債務者　島崎由利子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６９号
広島市安佐南区高取南３丁目18番７号
債務者　岩本　　緑
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４２号
愛媛県松山市湊町２丁目５番地16　ちょい呑みうたり
債務者　永澤キミヱ
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３７号
愛媛県松山市神田町４番12号　リッチフィールド神田301号
債務者　澤田　敏規
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４３号
愛媛県松山市北久米町477番地１
債務者　三瀬伸一郎
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
愛媛県松山市北久米町477番地１
債務者　三瀬美奈子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５６号
愛媛県松山市南江戸１丁目２番27号　コーポ丹下201号
債務者　中窪　徹也
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
福岡県直方市大字頓野302番地４
債務者　米森　直哉
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９７号
福岡県直方市大字頓野302番地４
債務者　米森　直美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８９１号
北九州市戸畑区福柳木１丁目７番15号
債務者　梅田　雅子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部